

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目	次	ページ
規 則		
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	20
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課)	21
○風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	21
告 示		
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	21
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	22
○道路の供用の開始	(道路課)	22

規則

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

附則第19項を次のように改める。

19 条例附則第8条の2の2に規定する規則で定めるバスは、その取得に関して地方バス路線維持のための国又は道の補助を受ける一般乗合用のバス（道の補助を受け、かつ、国の補助を受けない場合は、道の補助の対象期間においてその経営する一般乗合旅客自動車運送事業で経常利益を生じていない者が取得したものに限る。）で、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が10以上150以下であるバス路線の運行の用に供されるものとする。

その1 一般用

※税証第	号	納税証明書交付請求書	北海道 収入証紙欄
------	---	------------	--------------

年 月 日

北海道知事（ 総合振興局長、 振興局長、札幌道税事務所長）様

住所（所在地）
氏名（名称）

印

次のとおり、納税証明書の交付を請求します。

証明書の 使用目的	☐ 資格審査請求 ☐ 指定申請 ☐ 資金借入申請 ☐ 建設業許可申請 ☐ 建設業決算報告 ☐ 指名願 ☐ 譲渡（自動車） ☐ 抹消（自動車） ☐ 酒類販売 ☐ 資格審査請求（道税等に滞納がない証明） ☐ その他（ ）
--------------	--

証明事項	税 目	年 度 及 び 区 分	証明書の 請求枚数
☐ 納付（納入）すべき額、 納付（納入）済額及び未納額	☐ 法人道民税		枚
	☐ 法人事業税及び 地方法人特別税		
	☐ 個人事業税		
	☐		
☐ 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。）及び地方法人特別税について滞納がないこと。			
☐ その他			
摘 要			

注意1 「証明書の使用目的」欄、「証明事項」欄及び「税目」欄は、該当の□にレを記入してください。

2 ※の箇所は、記入しないでください。

3 代理人の場合は、本人の住所（所在地）及び氏名（名称）と併せて代理人の住所及び氏名を記入し、当該代理人が押印するとともに、委任状を提出してください。

別記第13号様式中

「北海道税条例第43条の3の規定による個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告をしなかったため」を

「北海道税条例第43条の3又は地方税法第72条の55の規定による個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告をしなかったため」に、

「北海道税条例第66条の規定による自動車税の賦課徴収に関する申告をしなかったため」を

「北海道税条例第45条の2の6の規定によるたばこ税に係る申告書を提出しなかったため

北海道税条例第53条の規定による自動車取得税に係る申告書を提出しなかったため」に改める。

北海道税条例第66条の規定による自動車税の賦課徴収に関する申告又は報告をしなかったため」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第26条、第49条の8、第49条の9第1項及び別記第13号様式の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第67号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「受ける設備」の次に「（租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第5項及び第28条の9第5項に掲げる旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（これらの事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当するものを除く。）に係る設備を含む。）」を加える。

第11条第2項中「（昭和23年法律第122号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第68号

風致地区内建築等規制条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内建築等規制条例施行規則（昭和45年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条第12号中「、有線放送電話に関する法律（昭和32年法律第152号）」を「又は放送法（昭和25年法律第132号）」に、「有線放送電話業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和26年法律第135号）による有線ラジオ放送業務（共同聴取業務）」を「有線テレビジョン放送の業務（再放送の業務）」に、「又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）による有線テレビジョン放送業務（再送信業務）」を「若しくは有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務（共同聴取業務）」に、「有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務」を「有線テレビジョン放送の業務又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の業務」に改める。

第7条第25号を削り、同条第26号中「（昭和25年法律第132号）」を削り、「放送事業」を「基幹放送」に改め、同号を同条第25号とし、同条第27号を同条第26号とし、同条第28号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

北海道告示第639号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（第

一地区中山間地域総合農地防災（農業用排水施設、土留工、暗渠排水）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、平成23年10月19日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第640号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を乙部町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成23年北海道告示第601号のとおりである。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

爾志郡乙部町字花磯396、467、482の2所在の森林について所有権を有する

笹谷 奈津子

北海道告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成23年10月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 根室中標津線	野付郡別海町別海18番9地先から 同郡別海町別海10番11地先まで	平成23.10.18